

## ジェネリック医薬品相談カード配布事業（案）について

### 1 経 過

後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、国が使用促進を図っており、その一環として、各医療保険者において、「ジェネリック医薬品お願いカード」を配布し、さらなる使用促進を図るよう通知されている。

市町村国保や協会けんぽ等が「ジェネリック医薬品希望(お願い)カード」を配布している中で、当広域連合では、各方面との協議の上、被保険者への配布を見送っていたが、未実施の広域連合は6県のみとなっている。

### 2 目 的

保険者機能強化学業の一環として、厚生労働省の推奨事業の「ジェネリック医薬品お願いカード」の配布事業として実施するもの。

被保険者と医師、薬剤師との対話を重視する観点から、「お願いカード」ではなく、「相談カード」を配布するものとする。

### 3 対象者

全被保険者

### 4 実施時期

平成23年7月31日をもって有効期限が終了する被保険者証の更新時に一斉に配布する。また、8月以降の新規加入者等には被保険者証交付時に同封する。

### 5 検 証

配布後2か月以降数ヶ月の調剤報酬の状況を評価する。

### 6 その他

システムの改修により、ジェネリック医薬品を使用した場合の差額を通知することも可能となることから、併せて事業を実施することも検討する。

# 健康づくり訪問指導事業（案）について

## 1 事業の位置づけ

高齢者の医療の確保に関する法律第125条第1項の規定に基づき、健康教育及び健康相談により被保険者の健康の保持増進を図ることと、秋田県後期高齢者医療広域連合広域計画で定める、平成23年度までの医療費適正化事業として実施する。

## 2 目的

広域連合の保健師と職員が直接被保険者を訪問し、本人及びその家族に対して必要な保健指導を行い、健康の保持増進と疾病の早期回復の支援、適正な受診の啓発を図ることにより、医療費の適正化、制度の安定的な運営を確保することを目的とする。

## 3 対象者の選定方法

全被保険者のレセプト情報のうち、平成22年12月診療分から平成23年2月診療分の中から重複・多受診に該当すると思われるリストを抽出する。レセプトの内容を、抽出者の所在する市町村と協議、検討の上、最終的に対象者を選定する。

抽出条件：1か月当たりレセプト5枚以上、15日以上診察日のある被保険者

## 4 指導内容

適切な服薬・受診指導

食生活・栄養指導

生活習慣病予防と改善指導

後期高齢者医療制度のサービス等についての説明

県及び市町村実施の保健、福祉、医療サービスの情報提供

## 5 実施時期等

平成23年7月から11月まで 2回程度訪問

（初回訪問後に、電話等によるフォロー、ケアを実施）

## 6 対象者数

50名程度（県内全域）

## 7 検証

訪問指導後3か月程度の受診状況分析し、改善率の効果測定を行う。

対象者の抽出例

A 町 B さん (男 S7 生)		
同じ疾病 (神経症) で 3 力所の医療機関を受診		
A 医療機関	7 6 4 点	診療報酬点数計 3 , 8 9 2 点
B 医療機関	4 0 0 点	
C 医療機関	2 , 0 4 6 点	
D 調剤薬局	6 8 2 点	

C 市 D さん (男 T8 生)		
異なる医療機関において、同効能の薬を処方され服用 (高血圧)		
A 調剤薬局	処方量 2 8 (1 日 1 回服用)	1 , 1 6 9 点
B 調剤薬局	処方量 3 0 (同上)	5 8 7 点

E 市 F さん (女 S5 生)			
同じ疾病 (神経系) で 5 力所の医療機関を受診。同効能、同薬をそれぞれで処方されている。			
A 医療機関	3 6 3 点	診療報酬 点数計 9 , 4 1 6 点	
B 医療機関	2 , 4 7 8 点		6 日分調剤 (院内)
C 医療機関	1 , 0 8 8 点		
D 医療機関	8 7 9 点		
E 医療機関	1 , 5 1 9 点		
F 調剤薬局	3 9 7 点		1 4 日分調剤
G 調剤薬局	8 7 1 点		2 8 日分調剤
H 調剤薬局	1 , 2 3 8 点		3 0 日分調剤
I 調剤薬局	5 8 3 点		1 4 日分調剤

- ・ サンプル数 - 1 5 0 (平成 2 2 年 2 月診療分から)